奈良県告示第一号

成二十二年十月一日から施行する。 第七号及び第九号の規定により指定する地域及び場所) 昭和四十三年五月奈良県告示第七十七号(奈良県屋外広告物条例第四条第一項第一号、 の一部を次のように改正し、 平

平成二十二年四月一日

表条例第四条第一項第九号に係るものの項中 奈良県知事 荒 井 2 場 正 近畿日 吾

本鉄道吉野駅前広 を 七 であって、 垂直に引い において幹 交差する道 れ三十メー 道路の中心 のに限る。 であって、 五年法律第 差点(道路 定区域を構 域幹線沿道 2 一を加えた 一項第五号 「幹線道路 場 奈良県景 近畿日

本鉄道吉野駅前広	
観計画に定める広	上記の地域のうち、
区域又は第二種特	前各号に掲げる地域
成する道路(以下	又は場所を除く。
」という。)の交	
交通法(昭和三十	
百五号)第二条第	
に規定する交差点	
信号機を有するも	
)の中心から幹線	
線に沿ってそれぞ	
トルに幹線道路と	
路の幅員の二分の	
距離だけ離れた点	
線道路の中心線に	
た線の内側の区域	
幹線道路の道路敷	
ら三十メートル以	
道路敷地を除く。	
れに準じる区域で	
るもの	

に改める。

知事が定め かのもの(